

第V章 推進体制

生物多様性の重要性を社会に浸透させ、保全・再生と持続可能な利用を図るという目標は、行政だけが事業を実施し、規制や普及啓発を行うことで達成できるものではありません。国は、生物多様性国家戦略を策定し、国全体としての生物多様性保全・再生方針を示しました。これを受け、本戦略第3章で掲げた短期目標、中長期目標を達成するためには、行政、県民、企業、民間団体、研究機関など、さまざまな主体が協働して、第IV章で掲げた行動計画を確実に推進していくことが必要です。

本章では、本戦略を推進する上での、各主体の役割、互いの連携・協働、進捗に関する点検評価について述べます。

県	国・近隣府県・市町村	団体 (NPO 法人等)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の主流化促進 ・ 情報基盤整備 ・ 生物多様性保全・再生の旗手 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の生物多様性に対する理解の促進 ・ 生物多様性の主流化促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や学校での自然環境保全活動支援 ・ 各団体の取組の連携強化
企業	県民	大学・博物館等の 教育・研究機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動における生物多様性への配慮や社会貢献活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性に配慮したライフスタイルの実践 ・ 自然観察会等への参加 ・ 自然保護活動への参加 ・ 生物多様性保全に係る調査への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性センターとしての役割 ・ 他の主体との調査・研究による連携

1. 各主体に求められる役割

～私たち一人ひとりが生物多様性を守る担い手になるために～

(1) 県の役割

県は行政機関の立場から、本戦略を定め、必要に応じて変更し、生物多様性の普及啓発、保全・再生の旗手となって、短期目標、中長期目標を達成する取組を中心的に推進します。

自然公園法に基づく自然公園における開発などの規制、種の保存法や奈良県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく希少動植物の保護、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づく侵略的な外来種の防除、森林法や奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例に基づく皆伐跡地への植栽や適正な森林管理の指導、開発時の環境アセスメント調査の指導などは、行政機関にしか行えない自然環境保全活動であり、民間が代替することのできない重要な役割です。また、公共事業における生物多様性への配慮も行政機関として大切な役割です。

また、県の発信は世間に与える影響が大きいことから、社会全体の生物多様性保全・再生の機運を高めることも県の役割として重要です。

生物多様性保全・再生の基盤となる生きもの情報は、各調査研究機関が個別に保管しているだけでなく、それらの情報を有機的に結びつけることにより情報の価値が高まると考えられることから、情報のハブ機能を果たすことも県の大事な役割です。

自然環境は都道府県界や市町村界といった行政界で分断されるものではなく、生きものはそれらを自由に行き来することから、近隣府県との協力、市町村をまたぐ取組のコーディネートなども、県の役割と言えます。

(2) 市町村に求められる役割

生物多様性保全・再生において、市町村は次のような役割が求められます。

市町村は県よりも行政単位が小さいことを活かし、地元の生態系や自然景観の特徴を理解し、それを活かした啓発・保全・再生活動を行うことが期待されます。

眺めの良い場所の視点場や遊歩道の整備、公園管理などは、住民が自然と触れ合う機会の創出、整備につながり、生物多様性保全・再生の大切さに関する普及啓発効果が期待されます。本県内には葛城高原、曾爾高原、みたらい渓谷、瀬峡など、絶景スポットがたくさんあります。それらを乱開発やオーバークラスから守り、持続的に地域活性化に活かすことも市町村に期待される役割です。

また、都市計画に緑地帯や自然を保存する地区を設けるなど、生物多様性の保全・再生に配慮した町づくりを行うことも大切です。

地元の自然環境を利用した環境教育プログラムの小中学校や市民への提供など、地域に密着した普及啓発を行うことにより、生物多様性保全・再生の機運を高めることも市町村の役割として重要です。

これまでも、多くの市町村でリバーウォッチングや自然観察会などのイベントが実施されてきました。このような取組は、今後ますます重要となります。

(3) 県民に求められる役割

生物多様性の保全には、私たち一人ひとりが常日頃から生物多様性を意識して行動することが重要です。しかし、県民の生物多様性についての理解は十分とはいえない状況です。

2022年度に実施した県民 web アンケートにおいて、生物多様性という言葉が「知らなかった」と答えた人は全体の約半数でした。あまりにも自然に恵まれているため、それを当然のように思っている人が多いのかもしれませんが。

しかし、こうしている間にも、奈良の豊かな自然は急速に失われつつあります。この自然の豊かさをこれからも持続させるためには、私たち一人ひとりが自然の価値、生物多様性の重要性についての認識を深め、保全活動などの行動に移していく必要があります。

県民の皆さんには、人間の生活が、生態系サービスに支えられていることを理解し、生物多様性の重要性を認識して、その保全・再生のために、日常生活を見直すことをお願いします。例えば、こども環境白書にも紹介されている、下記の取組をお願いします。また、第IV章の「生物多様性を調べ、学ぶ取組」「生物多様性を楽しむ取組」の実践をお願いします。行政や研究機関が実施する生物多様性保全に係る調査・研究などについてもご協力ください。

できることから始めよう！～生物多様性のためにできる5つのアクション



地元で採れた物を食べ、旬の物を味わおう！

地産地消は、輸送や保存に使う余分なエネルギーを減らして、環境保全に役立ちます。

また、イノシシやシカのジビエ料理を食べることは、個体数管理につながり、生態系保全にも有効です。



自然の中へ出かけ、自然や生きものに触れよう！

自然と触れ合うことによって、その大切さを実感できます。ハイキングや釣りに出かけましょう。



自然のすばらしさや季節の移り変わりを感じて、家族や友達に伝えよう！

自然が好きな気持ち、自然で感動した気持ちを周りの人たちに伝えて、自然好きを増やしましょう。



自然や生きものの観察会、保護活動などに参加しよう！

保護活動の担い手は高齢化で減少しています。少しずつでもいいので、活動に参加しましょう。



エコラベルが付いた、環境にやさしい商品を選ぼう！

よく見ると、商品にはいろいろなマークが付いています。その意味を調べて、環境に配慮している商品を選びましょう。



また、種の保存法や外来生物法などに違反している生物の取引を行わない、外来種を野外に放さない、希少な動植物を採取しないなど、法令や生物多様性保全上大切なルールを守ってください。

県民一人一人が生物多様性に配慮したライフスタイルを実践することにより、生物多様性の減少がくい止められ、回復に向かうことが期待されます。

(4) 企業に求められる役割

企業においては、事業活動における生物多様性保全への配慮をお願いします。特に開発に当たっては、奈良県希少野生動植物の保護に関する条例をはじめ、各種法令を遵守してください。希少野生動植物の生息・生育地は、保護の観点から非公開となっておりますので、奈良県庁の景観・自然環境課へお問い合わせください。また、国全体では危機的状況とまで言えない種であっても、本県においては絶滅の恐れのある種も存在することから、環境影響評価など開発の事前調査にあたっては、環境省のレッドリストだけでなく、奈良県版レッドデータブックも参照してください。

また、企業自身による生物多様性保全・再生活動や、生物多様性保全・再生活動を行う NPO 団体などに対する人的、金銭的支援をお願いします。奈良県ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）には、生物多様性保全のメニューを設けており、寄附先の選定が難しい場合は、県に寄附していただく方法もあります。

行政が資金支援を行う場合、公金の適正な執行の観点から、支援先の団体には計画書、実績報告書などの書類作成や会計処理など、多くの煩雑な事務が発生するため、団体が支援を受けることをためらうケースがあります。企業においては、このような観点から行政と棲み分けた資金支援をして頂けると、多くの団体が活動を続けやすくなるでしょう。また、わずかな支援であっても、ボランティアには大きな励みとなります。まずは小さな一歩から、生物多様性保全・再生への支援をお願いします。

企業が直接・間接的に生物多様性保全・再生に取り組むことには、下記のようなメリットがあります。

- ・企業価値の向上：環境保全活動は企業のイメージアップにつながり、投資家や消費者から高く評価されます。
- ・従業員の士気向上：所属している企業が社会に貢献していることで、従業員からの企業評価が高まり、休職・離職の防止、人員の確保につながります。
- ・ビジネスチャンスの創出：環境保全活動を通じて新しい業界と接点ができ、新たなビジネスチャンスにつながる可能性があります。また今後は環境保全自体がビジネスとなり得ます。

企業には、持続可能な社会の実現のため、生物多様性の保全・再生に積極的に関わることを期待します。また、中小企業の取組を支える地方銀行による ESG 投資※の推進にも期待します。

※ESG とは Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の単語の頭文字をつなげたもの。環境や社会に配慮して事業を行っていて、適切なガバナンス（企業統治）がなされている会社に投資しようというのが「ESG 投資」。

(5) 民間団体に求められる役割

それぞれの地域で自然環境保全活動に取り組む NPO 法人やボランティア団体などの民間団体には、日頃の活動に感謝するとともに、今後も末永く活動していただくことをお願いします。

効果的な活動には、最新の知見や支援情報の収集、他団体との横の繋がりなどが重要となりますので、なら生物多様性保全ネットワークへの加入や利用をお願いします。

また、長く活動してきた民間団体は、地域の自然環境の専門家です。その知識と経験を活かした行政や企業、教育機関が行う活動へのアドバイス、地域の希少な野生動植物の保護の担い手となって頂くことなどを期待します。また、行政と連携するなどして、若い世代を巻き込む工夫をお願いします。

(6) 教育・研究機関に求められる役割

大学などの教育・研究機関には、専門性を活かし、生態系や生物多様性に関する基礎研究や応用研究を行い、最新の科学的知見やデータを提供して行政機関や民間団体をサポートすることを期待します。また、学生や地域社会に対し、生物多様性に関する教育プログラムや公開講座、ワークショップを開催し、生物多様性保全・再生の重要性を広く啓発することを期待します。

具体的には、例えば下記のような役割を果たすことを期待します。

- ・絶滅危機にある種や地域絶滅した種について、これらの保護や再導入に向けた手法を研究し、実践的なアプローチを提案すること。
- ・地域の産業や農林漁業において、生態系への負荷を最小限に抑える方法を研究、提案し、実践的な支援を行うこと。
- ・侵略的な外来種の分布を把握し、効果的な防除手法を開発、提案すること。
- ・全国的、国際的な研究プロジェクトに参加し、データや知識を蓄積すること。
- ・科学的な視点に基づく生物多様性保全プロジェクトを考案、実施し、地域における実践的な経験を提供することで、次世代の生物多様性保全のリーダーを育成すること。

大学などの教育・研究機関による知識、技術面でのサポートは、より効果的な生物多様性の保全・再生に大きな効果を発揮します。

2. 各主体との連携・協働

(1) 生物多様性なら戦略を推進するための連携

本戦略の目標は、戦略の策定主体である県だけで達成できるものではありません。行政、県民、企業、民間団体、研究機関が有機的につながり、確実に前進するため、県は生物多様性に関して普及・啓発機能をもつ機関を保有する市町村と連携協定を締結します。連携先と県で密に意見交換、情報交換を行うことにより、互いに果たすべき役割と進捗の確認を行います。

また、奈良県 景観・自然環境課が生物多様性センターとなり、なら生物多様性保全ネットワークに県庁内各関係部署も参画するなど体制を見直し、県庁内外が同じプラットフォーム上で生物多様性に係る情報を共有できる体制を作ります。

(2) 各主体との具体的な連携

行政、県民、企業、民間団体、研究機関などの具体的な連携のあり方としては、下記のような例が挙げられます。

①生物多様性保全・再生、持続的な利用のための共同プロジェクト

生物多様性の保全・再生、持続的な利用のために必要な生態系の調査やモニタリングは、各主体が単体で行うよりも、多くの主体が連携し、プロジェクト方式で進める方がより多くのデータや知見が集まります。希少種の保護プロジェクトのように、情報を公開して進めると乱獲などが起きる恐れのあるケースもありますが、広い範囲で目撃情報を集めるような場合には研究機関や行政、保護団体が共同で企画し、県民や企業にも参加を呼びかける公開プロジェクトが有効と考えられます。

また、里山林の再生や耕作放棄地の再整備など、初めに多くの人手が必要なプロジェクトも、様々な主体が連携して行うことで実現可能性が高まります。仕事などが忙しく、長く保護団体に所属することが難しい人も、単発や短期間のプロジェクトなら参加しやすくなります。

県は、このような共同プロジェクトを積極的に推進します。

②普及啓発プログラムの開発と実践

教育機関での自然環境教育、特に義務教育課程までの自然環境教育は、将来への大きな投資となります。しかし、教育現場では必ずしも生物多様性の重要性は認識されておらず、また教員は人手不足のため多忙であり、自ら環境教育プログラムを考えて実施するのは困難です。これを解決し、子供たちに生物多様性の重要性を伝えるためには、研究機関と行政、さらに実際に保護活動をしている団体が協力して、取り組みやすくわかりやすい普及啓発プログラムを開発し、それを積極的に教育現場にPRして実施を促す必要があります。また活動場所の提供、道具や指導者の手配などでも各主体の連携が必要です。さらに、一過性の取組とせず、教育機関と各主体が継続的に連携していくことも重要です。

③エコツーリズム、グリーン・ツーリズム

生物多様性を楽しむ取組、活かす取組で紹介したエコツーリズム、グリーン・ツーリズムは、各主体が連携して提供することで、より満足感が高く、普及啓発効果の高い体験を提供できます。

地元の自然とその魅力を熟知した住民と環境保護団体、ツーリズムのプロである旅行者、自然環境の専門家である生態学者、地元調整や法令確認を行う行政が連携してメニューを練り、回を重ねるごとにその内容を充実させて行くことができれば、多くの人々がそれらの体験を利用するようになり、自然を尊重し、環境に配慮する心が育まれると共に、経済的な効果も期待でき、持続可能な取組となるでしょう。

④ESG 投資

ESG 投資は、金融機関と投資家（県民）と企業の連携のひとつの形と言えます。生物多様性の主流化を推し進め、環境、特に自然生態系に配慮する企業が選ばれる（投資先として選ばれる、商品・サービスが選ばれる、就職先として選ばれる）社会を目指しましょう。

上記のように、生物多様性の保全・再生と持続可能な利用を効果的に進めるためには、各主体が情報や意見を交換し、連携することが重要です。県は、各主体の調整役として、地域における生物多様性の保全・再生と持続可能な利用が円滑に進むよう支援すると共に、県自らも各主体と連携を図りながら、行動計画に掲げた施策の実現に努めます。

3. 行動計画の点検評価など

（1）行動計画の点検と評価

本戦略を着実に進めるためには、進捗管理が必要です。県は、生物多様性の保全・再生と持続的な利用に関する協定を市町村と締結し、連携機関と1年に2回、行動の方向性と協力内容の確認を行います。また年に1回、奈良県自然環境保全審議会に本戦略の進捗状況を報告します。さらに概ね5年で目標の達成状況を点検評価し、社会情勢の変化などに応じて、行動計画を見直します。また概ね10年で、本戦略全体の振り返りを行います。

（2）主要評価項目の設定

本戦略の進捗を確認するための主要評価項目を下記のとおり設定します。主要評価項目は、重点取組目標に合わせて設定しました。これらの項目については、毎年度進捗の確認を行います。

なお、取組目標のうち、奈良県環境総合計画などで数値目標を掲げている項目については、その数値を目標とし、目標数値に見直しがあれば、最新の目標値を用いて進捗管理を行います。数値目標一覧は、巻末参考資料に掲載します。

① 第1の目標「生物多様性の主流化」に関する項目

【重点取組目標】（再掲）

- ★生物多様性について学ぶイベントや研修会、環境教育を実施します。
- ★本県内において生物調査を行い、奈良県野生生物目録、奈良県版レッドデータブック、奈良県外来種リストを定期的に更新し、生物多様性の維持・増進の基礎資料を保全します。
- ★生物多様性保全に取り組む関係団体と連携して、生物多様性について学べる情報を発信します。
- ★生物多様性保全に取り組む関係団体と連携して、生物多様性を活かし、楽しむ情報を発信します。
- ★自然観察会や各種体験会など、自然と触れ合うイベントを開催します。

【主要評価項目】

- ・生物多様性に関するイベントの実施回数、参加者数
- ・奈良県野生生物目録、奈良県版レッドデータブック、奈良県外来種リストの更新状況
- ・生物多様性に関する情報発信の内容と回数

② 第2の目標「生物多様性の保全と再生」に関する項目

【重点取組目標】（再掲）

- ★天然記念物や特定希少野生動植物、ホットスポットの現況把握と保護に努めます。
- ★手入れの行き届かない人工林について、生物多様性が高く、災害に強い混交林への誘導整備を進めます。
- ★里地里山、ため池などの生物多様性の保全・再生が都市部にもたらす利益の普及啓発に努め、都市と山村が協力し合って里地里山等を守る機運を高めます。
- ★奈良県生物目録、奈良県版レッドデータブック、奈良県外来種リストの定期的な改訂を行います。
- ★様々な主体と協働して持続的な希少野生動植物の保護に取り組みます。
- ★生物多様性保全・再生に係わる新たな人材および多様な担い手の育成に努めます。

【主要評価項目】

- ・天然記念物となっている生きものやホットスポットの現況調査
- ・混交林への誘導整備面積
- ・里地里山の必要性に関する認知度
- ・特定希少野生動植物保護管理の取組状況
- ・自然公園指導員の養成・増員状況

③ 第3の目標「生態系サービスの持続可能な利用」に関する項目

【重点取組目標】（再掲）

- ★環境に配慮した農業の大切さについて普及啓発を進め、環境にやさしい農業シンボルマークの認証と環境負荷低減事業実施計画の認定推進に努めます。
- ★新たな森林環境管理体制の構築・推進のため、森林環境管理士、森林環境管理作業士を計画的に養成します。
- ★魚の増殖については、同水系由来の系統の放流と人工産卵床の造成について普及啓発および指導を継続します。
- ★環境に配慮した会社や商品を選択することの重要性について情報発信します。

【主要評価項目】

- ・環境にやさしい農業シンボルマークの認証と環境負荷低減事業実施計画の認定状況
- ・森林環境管理士および森林環境管理作業士の資格取得者数
- ・同水系由来の系統の放流と人工産卵床の造成に係る普及啓発・指導状況
- ・環境に配慮した会社や商品を選択することの重要性に関する情報発信